

報告第6号

長岡市・与板町合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程について

長岡市・与板町合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年1月26日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

長岡市・与板町合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 協議会の会長及び委員の報償費の額は、日額9,100円とする。ただし、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員である者(以下「地方公共団体の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。

(1) 会議等に出席する場合

ア 長岡市又は与板町(以下「両市町」という。)に住所を有する委員で、その住所が会議等の開催地であるとき 日額300円

イ 両市町に住所を有する委員で、その住所が会議等の開催地でないとき 日額1,000円

ウ 両市町以外の市町村に住所を有する委員 実費に相当する額

(2) 協議会用務のため旅行した場合の日当等に相当する費用弁償の額

ア 日当に相当する費用弁償 日額2,600円

イ 日当以外の旅費に相当する費用弁償 実費に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の長等については、同項第1号に規定する費用弁償を支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

